

## 目 次

|     |                                             |    |
|-----|---------------------------------------------|----|
| 第 1 | 原告ら準備書面 19 に対する反論                           | 5  |
| 1   | はじめに                                        | 5  |
| 2   | 本件操業停止行為請求に係る訴えは不適法であること                    | 6  |
| 3   | 本件操業停止行為請求は主張自体失当であること                      | 7  |
| 4   | 小括                                          | 8  |
| 第 2 | 原告ら準備書面 20 に対する反論                           | 8  |
| 1   | 本件現在給付請求につき原告らの主張する職務行為が不特定であること            | 8  |
| 2   | 本件現在給付請求につき，原告らの主張する被侵害利益は法的保護の対象となる余地がないこと | 9  |
| 第 3 | 原告ら準備書面 21 及び 22 について                       | 11 |

被告国は、本準備書面において、原告ら準備書面19ないし22における主張に対して必要と認める範囲で反論する。

なお、略語は従前の例による（本準備書面末尾にそれらをまとめた「略称語句等使用一覧表」を添付する。）。

## 第1 原告ら準備書面19に対する反論

### 1 はじめに

被告国が従前主張したとおり、本件操業停止行為請求は、公権力の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を必然的に含むため、民事訴訟の訴訟物としての適格性を欠いており、これに係る訴えは不適法である（被告国準備書面(1)第1の2・4ないし14ページ、被告国準備書面(2)第5の3・36ないし39ページ）。また、仮に上記訴えが適法であるとしても、原告らの指摘する行政指導や事実行為によっては規制・制限要件を満たさないから、本件操業停止行為請求は主張自体失当である（被告国準備書面(2)第5の4・3.9ないし43ページ）。

これに対し、原告らは、原告ら準備書面19において、上記被告国の主張に対する反論として、本件操業停止行為請求は、規制権限の行使等を求めるものではなく、行政指導や事実行為といった非権力的行為による操業停止を求めるものであり、被告会社がこの非権力的行為による働きかけを拒否することは考えられず、同被告がこれに従うか否かの判断の余地は残されていないとして、民事訴訟の訴訟物としての適格性を有するし、行政指導や事実行為のみによって規制・制限要件も満たす旨主張するようである（同書面1・2ページ等）。

しかし、同請求は、被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果を求めるものであるが、被告国が行政指導や事実行為をしても、かかる結果が実現するかは、飽くまで被告会社の任意の判断、協力、行為次第といわざるを得ない。また、原告ら主張のとおり、被告国による行政指導や事実行為が事実

上の強制力を有しているというのであれば、同請求の内容は、行政指導や事実行為にとどまるということはできない。したがって、同請求は、本件施設の操業を停止させるという結果を法的にもたらす、行政処分に当たる行政規制権限の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を含む請求と解さざるを得ず、同請求に係る訴えは不適法である。

また、行政指導や事実行為をしても、かかる結果が実現するかは、飽くまで被告会社の任意の判断、協力、行為次第といわざるを得ないことからすると、被告国が行政指導や事実行為が可能であることを捉えて、被告会社による本件施設の操業を「規制し、制限をすることのできる立場」にあるということとはできず、同請求は主張自体失当である。

以下、従前の主張を整理・ふえんしつつ、上記の点を主張する。

## 2 本件操業停止行為請求に係る訴えは不適法であること

(1) 本件操業停止行為請求は、原告らが裁判手続を利用し、本件施設を「操業させてはならない」ことを求めるものである以上、単に行政指導や事実行為をすることを求めるものではなく、被告会社による本件施設の操業を停止させるという結果を求めるものである。原告らも、「被告国に対して、行政指導や事実行為といった『非権力的行為』によって被告九州電力による本件施設の操業を停止させるよう求めている」と主張している（原告ら準備書面19の2項(1)イ・3ページ）。

(2) しかるに、行政指導や事実行為は、そのような結果を法的にもたらすものではなく、これらによって、かかる結果が実現するかは、飽くまで被告会社の任意の判断、協力、行為次第といわざるを得ない。

仮に、原告ら主張のとおり、被告国が被告会社に本件施設の操業を差し止めるよう行政指導や事実行為を行った場合に、被告会社がこれに従わないという判断をする余地がなく、かかる行政指導や事実行為が事実上強制力を有しているというのであれば（原告ら準備書面19の2項(2)イ(エ)・5, 6ペ

ージ), もはやそれは行政指導や事実行為にとどまるということとはできない。

- (3) したがって、本件操業停止行為請求は、被告会社に本件施設の操業を停止させるという結果を求める請求である以上、同請求は、このような結果を法的にもたらす、行政処分に当たる行政規制権限の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨を含む請求と解さざるを得ないのである。そうすると、本件操業停止行為請求は、民事訴訟としての適格性を欠いており、同請求に係る訴えは不適法というべきである(被告国準備書面(2)第5の3・36ないし39ページ)。

### 3 本件操業停止行為請求は主張自体失当であること

- (1) 人格権等に基づき、被告国に対し、被告国以外の第三者が行っている行為を止めさせることを求める場合には、被告国がその第三者である行為者に対してその行為を「規制し、制限をすることのできる立場」にあることを要する。

そこで、仮に、本件操業停止行為請求に、行政処分に当たる行政規制権限の行使の取消変更ないしその発動を求める趣旨は一切含まれないというのであれば、被告国が、被告会社に対して本件施設の操業行為を、行政指導や事実行為によって、「規制し、制限をすることのできる立場」にあることを要する。以上の点は、原告らも争わないものと解される(原告ら準備書面19の3項(1), (2)・6, 7ページ)。

- (2) しかるに、行政指導や事実行為は、何ら被告会社に本件施設の操業を停止させる法的な効果を伴うものではなく、法的にみて、行政指導や事実行為を行ったとしても、被告会社が本件施設の操業を停止するかは、被告会社の任意の判断、協力、行為次第といわざるを得ない(逆に、被告会社がこれらに従わないという判断をする余地がなく、事実上強制力を有しているというなら、もはやそれは行政指導や事実行為にとどまるということとはできない)。
- (3) このように、本件施設の操業を停止するか否かは、飽くまで被告会社の任

意の判断、協力、行為によるものである以上、被告国が行政指導や事実行為をすることが可能であることを捉えて、被告会社による本件施設の操業を「規制し、制限をすることのできる立場」にあるということとはできない。

#### 4 小括

以上のとおり、本件操業停止行為請求に係る訴えは不適法であるか、同請求は主張自体失当であって、いずれにせよ認容される余地のないものである。

なお、原告らは、被告会社や他の電力会社が被告国の行政指導等に従った事例があることを指摘する（原告ら準備書面19の2項(2)・5ページ）。

しかし、結果的にそのような対応がされた事例が複数件存在したとしても、本件操業停止行為請求において問題となる行政指導や事実行為が、その性質上、本件施設の操業を停止させるような法的効果を有することにはならないのであり、本件施設の操業の可否が被告会社の任意の判断、協力、行為によるものであることに変わりはない。

したがって、被告国に対し、このような行政指導や事実行為を求める請求が、本件施設の操業を停止させるという結果を求める請求ということとはできないし、被告国がこのような行政指導や事実行為によって被告会社による本件施設の操業を「規制し、制限をすることのできる立場」にあるということもできない。

## 第2 原告ら準備書面20に対する反論

### 1 本件現在給付請求につき原告らの主張する職務行為が不特定であること

原告らが、本件現在給付請求につき、「民法709条及び国賠法1条に基づき、被告らに対して損害賠償を求めている。」と主張していることからすれば（原告ら準備書面20の2項(1)（3ページ））、被告国に対する本件現在給付請求は、国賠法1条1項に基づくものと解される。

国賠法1条1項にいう「違法」は、公務員が、個別の国民に対して負担する

職務上の法的義務に違反して、当該国民の権利ないし利益を侵害した場合に肯定されるものであるから（職務行為基準説）、原告らは、その主張において、公務員の職務上の法的義務違反に該当する職務行為を具体的に特定する必要がある。

しかるに、原告らは、上記の職務行為につき、「故意に、原子力発電の継続を可能とする政策或いは行政処分を実施した福島第一原発事故以降の歴代の内閣総理大臣、経済産業大臣、文部科学大臣、環境大臣らによる違法な職務行為」（原告ら準備書面20の2項(3)・6ページ）と主張するにとどまり、作為及び不作為の別も含め、どの大臣のどの時点のいかなる行為を問題としているのかが不明である。また、上記「行政処分」についても、どの大臣のどの時点のいかなる行政処分を問題としているのかが不明である。したがって、原告らの上記主張からは、問題とする職務行為の特定がされているとはいえない。

また、原告らが不作為による違法の主張をするのであれば、作為義務を前提に、その義務に違反したことが認められて初めて不作為による違法が肯定されるのであるから、原告らにおいて、どの大臣に、どの時点において、どのような行為をすべき作為義務が、いかなる根拠に基づいて発生したとするのかを具体的に主張する必要がある。

以上のとおりであるから、原告らは、被告国に対する国賠法1条1項に基づく損害賠償請求権の発生の原因となる行為を特定するために必要な事実を主張していないというべきである（被告国準備書面(2)第6の2・44及び45ページ）。

## 2 本件現在給付請求につき、原告らの主張する被侵害利益は法的保護の対象となる余地がないこと

(1) 原告らは、本件現在給付請求に係る被侵害利益につき、「生命、身体の安全及び、放射性被ばくによる健康影響への恐怖と不安にさらされることなく平穏に生活する利益などの人格的利益」と主張する（原告ら準備書面20の

2項(1)・2ないし4ページ)。

しかしながら、原告らが上記主張において人格的な利益として保護ないし侵害されている旨主張している利益は、誰が、具体的にいかなる内容の権利、利益について、どのような態様、程度の侵害を受けたのかについて明らかにしていないことを踏まえると、原子炉の一般的、潜在的危険性を前提とした抽象的な恐怖感、不安感から保護されたいというにとどまるものと解するほかない。

この点、社会生活において他者から内心の静穏な感情を害され精神的苦痛を受けることがあっても、一定の限度では受忍すべきであり、社会通念上その限度を超えるものについてのみ人格的な利益として保護すべき場合があるにすぎない。そして、それに対する侵害があれば、その侵害の態様、程度いかにによって不法行為が成立する余地があるにとどまると解される。

これを上記の抽象的な恐怖感、不安感から保護されたいというものについてみるに、これは、正にこのような内心の静穏な感情ないしこれと同視されるものであって、かかる抽象的な恐怖感、不安感は、社会通念上、受忍すべき限度を超えるものではないから、人格的な利益として保護されないというべきである（被告国準備書面(2)第6の3(3)・47ページ）。

(2) また、原告らは、被告国がいわゆる受忍限度論の主張を行っているとして、被告国の主張を論難するが、被告国は、原告らが主張するものは、社会通念上受忍すべき限度内の抽象的な不安感等というものであって、そもそも人格的利益として法的保護の対象とはならないと主張するものであるから、原告らが主張するものが人格的利益として保護されていることを認めた上で、その侵害を受忍すべきと主張しているのではない。

(3) さらに、原告らがその主張において引用する各裁判例は、何ら原告らの主張を根拠付けるものではない。

すなわち、東京高等裁判所昭和62年7月15日判決（訟務月報34巻1

1号2115ページ)が判断の対象とした飛行場の使用等による騒音等の被害は、精神的な不快感、不安感等の情緒的被害のみならず、睡眠妨害、テレビ・ラジオの視聴及び会話・電話の支障等の生活被害を伴い得るものであって(厚木基地訴訟最高裁判決参照)、抽象的な恐怖感、不安感とは全く被害の性質が異なり、本件には妥当しない。

また、大阪高等裁判所平成6年9月5日決定(判例タイムズ873号194ページ)は、付近住民が、暴力団組長を相手方として、建物を暴力団事務所等として使用することの禁止等を求める仮処分申立事件において、暴力団同士の抗争が発生した場合には、生命、身体、平穏な生活を営む権利等のいわゆる人格権が受忍限度を超えて侵害される蓋然性が大きく、その侵害を受ける危険性も常時存在していることを理由に、人格権の侵害の予防請求権としての、上記使用禁止等を求める権利(被保全権利)を認める旨の判示をしたものである。すなわち、同決定は、暴力団同士の抗争により、現実に生命、身体、平穏な生活への被害が受忍限度を超えれば、人格権侵害となり得ることを前提に、その侵害の予防請求権を認めたものであって、抽象的な不安感等をもって人格権そのものとしたわけではなく、不法行為に基づく損害賠償請求に係る被侵害利益としてそのような内心の心情をもって足りるとしたものでもない。

### 第3 原告ら準備書面21及び22について

原告らは、原告ら準備書面21において、福井地方裁判所大飯原発3,4号機運転差止請求事件に係る同裁判所平成26年5月21日判決の内容等について主張し、原告ら準備書面22において、防災計画に不備があるとして、本件施設の再稼働が許されない旨主張する。

しかし、前記第1で述べたとおり、本件操業停止行為請求については、同請求に係る訴えが不適法であるか、同請求が主張自体失当というべきものである。



また、前記第2で述べたとおり、本件現在給付請求については、職務行為の特定がされておらず、公務員のいかなる職務上の法的義務違反について違法を主張するのか不明である。

したがって、原告ら準備書面21及び22については、反論の必要を認めない。

以 上

## 略 称 語 句 等 使 用 一 覧 表

| 番号 | 略 語           | 用 語                                                | 記載書面    | ページ数 |
|----|---------------|----------------------------------------------------|---------|------|
| 1  | 被告会社          | 被告九州電力株式会社                                         | 準備書面(1) | 3    |
| 2  | 本件施設          | 訴状別紙原子力発電施設目録記載の施設                                 | 〃       | 〃    |
| 3  | 本件操業停止行為請求    | 本件施設の操業をさせないようにすることを求めるもの                          | 〃       | 〃    |
| 4  | 本件原子炉         | 本件施設の原子炉                                           | 〃       | 〃    |
| 5  | 本件将来給付請求      | 請求の趣旨第3項の請求に係る訴えのうち、口頭弁論終結日の翌日以後に生じる損害賠償金の支払を求める部分 | 〃       | 〃    |
| 6  | 民訴法           | 民事訴訟法                                              | 〃       | 〃    |
| 7  | 原子炉等規制法       | 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律                          | 〃       | 4    |
| 8  | 厚木基地訴訟最高裁判決   | 最高裁平成6年2月25日第一小法廷判決                                | 〃       | 〃    |
| 9  | 電事法           | 電気事業法                                              | 〃       | 6    |
| 10 | 行訴法           | 行政事件訴訟法                                            | 〃       | 12   |
| 11 | 大阪国際空港訴訟大法廷判決 | 最高裁昭和56年12月16日大法廷判決                                | 〃       | 13   |
| 12 | 東京電力福島第一原発    | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所                                 | 〃       | 15   |
| 13 | 本件事故          | 東京電力福島第一原発において放射性物質が環境に放出された事故                     | 〃       | 〃    |
| 14 | 本件現在給付請求      | 訴状請求の趣旨第3項の被告国に対する損害賠償請求のうち、本件将来給付請求を除く部分          | 準備書面(2) | 9    |
| 15 | 原子力損害賠償法      | 原子力損害の賠償に関する法律                                     | 〃       | 13   |
| 16 | 被告国答弁書        | 平成25年2月13日までに提出のもの                                 | 〃       | 14   |
| 17 | 被告国準備書面(1)    | 被告国平成25年9月18日付け準備書面(1)                             | 〃       | 〃    |
| 18 | 旧電事法          | 原子力規制委員会設置法による改正前の電事法                              | 〃       | 20   |
| 19 | 旧電事規則         | 平成24年経済産業省令68号による改正前の電気事業法施行規則                     | 〃       | 22   |

|    |                   |                                                             |         |    |
|----|-------------------|-------------------------------------------------------------|---------|----|
| 20 | 四大臣会合             | 内閣総理大臣、経済産業大臣、原発事故担当大臣及び内閣官房長官の四大臣による関係閣僚協議                 | 〃       | 29 |
| 21 | 単に「原告ら準備書面5」などという | 原告らの平成24年(2012年)9月18日付け準備書面5のように、原告らが本訴訟において、番号を付して提出した準備書面 | 〃       | 35 |
| 22 | 規制・制限要件           | その行為を「規制し、制限をすることができる立場にある」こと                               | 〃       | 41 |
| 23 | 国賠法               | 国家賠償法                                                       | 〃       | 44 |
| 24 | 不法行為法             | 民法における不法行為の規定と国家賠償法の規定                                      | 〃       | 〃  |
| 25 | 被告国準備書面(2)        | 被告国平成25年12月6日付け準備書面(2)                                      | 準備書面(3) | 3  |